

随意契約理由書

1 案件名称

マイナ保険証への移行に伴う医療保険加入情報取得にかかる保健衛生システムの
情報連携改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

保健衛生システムは、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成事業等の
事業について、対象者の受給資格管理、医療費の給付管理等を行っている。

本業務委託は、医療費助成事業において、医療保険の加入関係を確認することが必須
であるが、今後マイナンバーを用いた情報連携を実施することにより確認を行うことと
し、当該システムより情報連携を行うための改修が必要となるためのものである。

当該システムにおいて、障がいが発生した場合、受給者等に多大な影響を及ぼす恐れ
があることから、当該システムに関する専門知識を有する者による作業が必要である。

上記業者は、当該システムの開発元であり、専門知識を有する唯一の業者である。

よって、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

マイナ保険証への移行に伴う大阪市国民健康保険情報取得にかかる保健衛生システムの
庁内連携改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

保健衛生システムは、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成事業等の
事業について、対象者の受給資格管理、医療費の給付管理等を行っている。

本業務委託は、医療費助成事業において、医療保険の加入関係を確認することが必須で
あるが、今後マイナンバーを用いた情報連携を実施することにより確認を行うこととし、
当該システムと国保システムの庁内連携を行うための改修が必要となるためのものであ
る。

当該システムにおいて、障害が発生した場合、受給者等に多大な影響を及ぼす恐れがあ
ることから、当該システムに関する専門知識を有する者による作業が必要である。

上記業者は、当該システムの開発元であり、専門知識を有する唯一の業者である。

よって、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

特名随意契約理由書

1 案件名称

放射性物質簡易検査機器保守点検業務委託

2 契約の相手方

EMF ジャパン株式会社

3 随意契約理由

当該機器は、食品中の放射性物質（ γ 線放出核種）を NaI（Tl）シンチレーション検出器にて測定しており、放射性セシウムの測定下限値を 25Bq/kg以下に維持しながら測定する必要があるため、極めて精密に設計されている。また、当該検査の結果は、食品の被収去者に検査成績書として発行しているほか、本市ホームページを通じて市民に広く公開している。そのため、検査結果は慎重に取り扱う必要があり、機器の性能が検査結果に反映されるので、定期的に点検及び校正を行い検査の信頼性を確保する必要がある。

当該機器はEMF ジャパン株式会社の独自技術により開発されたものであり、同機器の販売、保守点検及び修理のすべてをEMF ジャパン株式会社のみが行っている。よって、EMF ジャパン株式会社以外では当該機器の保守点検を行うことができないことから、今回、保守点検業務委託契約をEMF ジャパン株式会社と締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

生活衛生部生活衛生課（食品衛生グループ）

（電話番号 06 - 6208 - 9991）

随意契約理由書

1 案件名称

保健衛生システム運用保守業務委託（長期継続・令和8年1月～令和9年3月分）

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

保健衛生システムは、日本コンピューター株式会社が独自の技術により開発したシステムであり、運用保守については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務に対応できるのは、開発業者である日本コンピューター株式会社のみである。以上のことから、特名により上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所保健医療対策課（保健情報グループ）（電話番号 06-6647-0685）